

表1 申請書に添付する必要書類の一覧

書類の名称	新規申請			更新申請	備 考
	宅地造成等	土石等採取	河川(溪流)にかかかる改修工事等		
位置図	○	○	○	○	行為の場所(残土を区域外へ搬出する場合は、その処分地及び運搬経路を併記)を明示 国土地理院の地図相当の図面 縮尺25,000分の1～50,000分の1
現況(実測)平面図・計画平面図	○	○	○	○	行為区域及びその周辺の地形、家屋、公共施設等を明示 縮尺2,500分の1以上 (宅地造成等、土石等採取) 現況平面図に造成計画を記載 構造物の配置、縦横断等の測点を明示 更新申請の場合は、施工済個所及び施工計画を明示する 縮尺2,500分の1以上 盛土法面→赤、切土法面→黄で表示 (河川(溪流)にかかかる改修工事等) 流路工、堤防、橋梁等各種構造物及び計画線から相当程度にわたる周囲の地形を明示 更新申請の場合は、施工済個所及び施工計画を明示する 縮尺2,500分の1以上
縦横断図	○	○		△	(宅地造成等、土石等採取) 現況地盤線及び計画地盤線、行為区域界及び区域界付近の工作物、法面の傾斜度を明示(行為区域界から相当程度の距離まで) 行為区域の広大なものについては、標準断面を提出させる 更新申請の場合は、施工済個所及び施工計画を明示する 縮尺→100分の1～2,500分の1
土地利用計画図	○			△	各土地利用目的毎に分けて着色する 縮尺2,500分の1以上

書類の名称	新規申請			更新申請	備考
	宅地造成等	土石等採取	河川(溪流)にかかる改修工事等		
溪流別縦横断面図			○	△	縦断面図 測点、点間距離、距離、現況地盤高、計画河床高、堤防高、計画勾配、下流の状況を明示 横断面図 現況地盤線、計画断面、構造、計画線から左右5メートル程度を明示 更新申請の場合は、施工済箇所及び施工計画を明示する 縦断面図 縮尺V(垂直)→100分の1、H(水平)→100分の1～2,500分の1 横断面図 縮尺→原則100分の1
土量移動図	△	△		△	移動量、移動方法、移動方向を明示 縮尺2,500分の1以上 盛土法面→赤、切土法面→黄で表示
流域図	○	○	○	△	現況の主たる水路・溪流及びその流域区分 縮尺25,000分の1以上
排水施設計画平面図	○	○		△	排水系統施設及び流末の状況を明示 縮尺2,500分の1以上 水路等→青で表示
防災計画平面図	○	○		△	工事中の各種土砂流出防止施設、排水施設等の位置・概要を明示 縮尺2,500分の1以上
構造図	○	○	○	△	工事・計画に伴う各種構造物の形状・寸法等を明示 原則500分の1以上
緑化計画平面図	△	○	△	△	植生復元計画を明示 縮尺2,500分の1以上
求積図	○	○	○	△	行為区域の土地の面積を記載 縮尺2,500分の1以上
地籍図(公図等)	○	○	○	△	行為区域及び隣地の地番、法定外公共物、砂防指定地の範囲(行為区域の一部が指定されている場合のみ)を明示 砂防指定地→薄茶、法定外公共物→赤・青、行為区域→赤枠で表示

書類の名称	新規申請			更新申請	備考
	宅地造成等	土石等採取	河川(溪流)にかかると改修工事等		
水理計算書	○	○	○	△	沈砂池、調整池の容量計算書も含む 排水計画に伴う流出量の算定根拠及び各排水路(施設)の断面決定の根拠を明示
重要構造物安定計算書	△	△	△	△	擁壁、高盛土、堰堤等重要構造物についての安全性の根拠を明示 国又は県の基準によること
土量計算書	○		○	△	切土、盛土量及び残土量を記載 残土処分地の場所とその場所が砂防指定されているか否かを記載
事業計画書	○	○	○	△	事業の計画の概要を記載 工種毎に施行順序を示した工程表を付ける
採取量計算書		○		△	採取量及び不良土(表土、捨土等劣化の著しい土)量の明示 土量計算書に代わるもの
工事設計書(第3号様式)	○	○	○	○	変更の場合は変更前を朱書きし、変更後を黒書きする
登記事項証明書	○	○	○	○	行為区域の土地全ての登記事項証明書を添付する
土地所有者の承諾書	○	○	○	○	当該土地を利用するにつき正当な権限を有することを証明する書類
関係者等との協議状況に関する資料	○	○	○	○	土砂崩壊、土砂流出等により影響を受ける関係者等との協議状況に関する資料が添付されているか(協議ができないやむを得ない理由がある場合には理由書が提出されているか、並びに関係者等に当該行為等の周知が図られているか)
他の法令等の許認可の写	△	△	△	△	当該行為に関係する他法令等の許認可の写、若しくはその許認可事務の窓口である行政機関の受付印のある申請書の写
現況写真	○	○	○	○	全景、公共施設等への接続(予定)個所、流末排水路の接続(予定)個所等の写真 現況平面図に撮影位置、方向を記載する

備考

- 1 宅地造成等又は土石等採取にかかる行為において河川等の工事を行う必要がある場合には、河川にかかる改修工事等において添付する図面類を併せて添付することとする。ただし、重複するものについては省略することとする。
- 2 各欄に○となっている書類は必ず添付すること、△となっている書類は知事が必要と認めた場合に添付すること。
- 3 すべての図面に方位、縮尺を明記すること。
- 4 添付図面及び書類のうち、行為の目的、規模及び周囲の状況等により不必要と認められるものは省略することができる。
- 5 「縦横断図」「溪流別縦横断図」「土量計算書」「採取量計算書」は、新規申請時に不要であった行為についてのみ、更新申請時に不要とする。

- 6 「関係者等との協議状況に関する資料」については、当事者間の調整を事前に行わせ、私法上の紛争を未然に防止しようとする趣旨のものであることに留意して取り扱うものとする。
- ①「関係者等」とは、当該行為等によって土砂崩壊等の地形上の影響及び土砂流出等の治水上砂防の影響を受ける者(隣接土地所有者、地元区、自治会、水利組合、漁協組合等)に限るものとする。
 - ②「協議状況に関する資料」は、関係者等と締結する公害防止協定の写しや関係者等と合意形成していることを示す書類など、協議後に当事者間の了解のもと作成されたものであることが推察される書類でも構わない。
 - ③「協議ができないやむを得ない理由がある場合」とは、申請者の責に帰さない理由による協議ができない状況を指すが、申請者が関係者等と真摯に協議を行おうとする意志を踏まえて判断すること。
 - ④「当該行為等の周知」には、関係者等を対象とした説明会の開催や文書による説明資料の送付等による周知など多様な方法が考えられる。
 - ⑤協議状況に関する資料は、申請者の努力により可能な限り添付することが望ましいが、やむをえず協議ができない場合には理由書の提出を求め、記載された理由の妥当性については行為内容から判断し、当該行為等の周知状況を踏まえ、総合的に審査を行うものとする。審査のうえ、許可する場合は指示事項として、「当該行為等の実施により影響を与える関係者との協議に努めること」などを付すこと。
 - ⑥協議状況に関する資料は、三重県砂防指定地等管理条例の許可条件ではないことを踏まえ、申請者に誤解を与えることの無いよう適切な対応に努めること。また、協議に伴い、申請者が関係者等から不当要求を受けることがあれば速やかに警察に相談するよう指導すること。